

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月7日

【四半期会計期間】 第156期第1四半期(自2019年4月1日至2019年6月30日)

【会社名】 株式会社明電舎

【英訳名】 MEIDENSHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 三井田 健

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower

【電話番号】 03-6420-8150(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部 文書株式課長 山田 英毅

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower

【電話番号】 03-6420-8150

【事務連絡者氏名】 総務部 文書株式課長 山田 英毅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第155期 第1四半期 連結累計期間	第156期 第1四半期 連結累計期間	第155期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(百万円)	38,836	38,151	245,033
経常利益又は経常損失()	(百万円)	3,405	3,745	10,128
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期 純損失()	(百万円)	2,366	2,196	7,653
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	3,028	3,278	5,899
純資産額	(百万円)	77,057	81,618	84,497
総資産額	(百万円)	247,728	261,223	265,586
1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	(円)	52.15	48.40	168.68
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	30.8	30.2	31.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	17,403	12,436	14,365
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,417	329	8,074
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,767	212	3,101
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	16,425	24,594	12,433

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、セグメントごとの主要な関係会社の異動については以下のとおりです。

(社会インフラ事業)

当第1四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であったイームル工業株式会社の株式を追加取得し連結子会社化したため、持分法適用関連会社から除外し、連結の範囲に含めております。

(産業システム事業)

当第1四半期連結会計期間において、新たに設立した明電舎(杭州)駆動技術有限公司を連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2019年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第四号の三様式記載上の注意（7）の規定を当事業年度に係る四半期報告書から適用しております。

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期連結累計期間における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当第1四半期連結累計期間の経営成績は、以下のとおりです。

なお、当社グループでは、電力会社や官公庁向けの各種電気設備や、自治体向け浄水場・下水処理場向け電気設備等において、年度末に売上高が集中する傾向があります。そのため、例年、第1四半期の売上高については、年間の実績値に対して相対的に低い水準にとどまっております。

(単位:百万円)

	2019年3月期 第1四半期累計期間	2020年3月期 第1四半期累計期間	増減額	増減率(%)
売上高	38,836	38,151	684	1.8
営業損失	3,468	3,642	174	-
経常損失	3,405	3,745	339	-
親会社株主に帰属する 四半期純損失	2,366	2,196	170	-

セグメント別の状況は次のとおりです。売上高につきましては、セグメント間の取引を含んでおります。

社会インフラ事業セグメント

海外における変電製品の減少などにより減収となりましたが、昨年度は海外プロジェクト案件において、不採算案件があった事により、前年比では増益となりました。その結果、売上高は前年同期比6.9%減の18,859百万円、営業損失は336百万円改善の3,308百万円となりました。

産業システム事業セグメント

電動分野は、PHEV・EV向けモータ・インバータの好調な需要に支えられ、また、沼津インバータ工場の新ライン稼働により、増収となりました。一方、電子機器分野では、半導体市場の調整局面が続いている影響で、半導体製造装置向け部品が低調に推移した事により、大幅な減益となりました。その結果、売上高は前年同期比0.7%増の12,528百万円、営業利益は842百万円悪化の119百万円となりました。

半導体製造装置向け部品の市場動向を引き続き注視してまいります。

保守・サービス事業セグメント

電気設備の保守・点検・維持・運転管理までを一括して請け負うワンストップサービスの取組みと、民間工場・施設のウォークスルー活動を通じた設備の診断・提案活動を積極的に展開し、売上高は前年同期比8.3%増の5,153百万円、営業損失は387百万円改善の442百万円となりました。

不動産事業セグメント

売上高は前年同期並みの870百万円、営業利益は18百万円悪化の353百万円となりました。

その他

売上高は前年同期比11.8%増の4,281百万円、営業利益は44百万円改善の71百万円となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末（以下「前期末」）比4,362百万円減少し、261,223百万円となりました。

流動資産は、前期末に計上した売上債権の回収が進み、前期末比5,298百万円減少し148,433百万円となりました。

固定資産は、イーメル工業株式会社の連結に伴う有形固定資産増加により、前期末比935百万円増加の112,790百万円となりました。

負債は、支払手形及び買掛金の減少等により前期末比1,483百万円減少し179,604百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上及び剰余金の配当に伴い前期末比2,878百万円減少して81,618百万円となりました。この結果、自己資本比率は前期末の31.5%から30.2%となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は、前第1四半期連結累計期間に比べ8,169百万円増加し、24,594百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は12,436百万円（前年同期は17,403百万円の獲得）となりました。

収入の主な内訳は、売上債権の減少額38,906百万円、減価償却費2,099百万円であり、支出の主な内訳は、たな卸資産の増加額10,914百万円、仕入債務の減少額7,243百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は329百万円（前年同期は2,417百万円の使用）となりました。

支出の主な内訳は、有形及び無形固定資産の取得による支出2,080百万円であり、収入の主な内訳は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入1,649百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は212百万円（前年同期は7,767百万円の使用）となりました。

収入の主な内訳は、短期借入れによる収入1,643百万円であり、支出の主な内訳は、配当金の支払額983百万円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出521百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取

得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループでは今後も着実に事業を展開していくため、「中期経営計画2020」を推進しております。本中期経営計画においては、更なる飛躍に向けた『力強いステップ』を踏むフェーズとして、設備・人財・研究開発・パートナーシップ強化などの投資・施策を積極的に行ってまいります。

(「中期経営計画」の詳細につきましては、当社の2018年5月14日付プレスリリースをご参照ください。)

また、当社は執行役員制を導入し、取締役会における意思決定機能・監督機能と執行役員への権限を委譲した業務執行機能を分離させるとともに、取締役会を構成する取締役9名のうち2名を独立性のある社外取締役とすることで、経営の透明性を確保し、取締役会による業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」(買収防衛策)につきまして、2017年5月12日開催の取締役会及び2017年6月28日開催の当社第153期定時株主総会の各決議に基づき、その内容を一部改定したうえで更新いたしました。(以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。)

本プランによる、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要は、次のとおりであります。

(1) 本プランの目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(2) 本プランの概要

本プランは、以下の若しくはに該当する行為又はこれに類似する行為(これらの提案を含みます。)(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株式等について、公開買付けを行う者の株式等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)には、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案(もしあれば)等の情報を提供するよう要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する

明白な侵害をもたらすおそれのある場合等であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存し、本プラン所定の発動事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

また、独立委員会による本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等、本プラン所定の場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集します。

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議又は（株主意思確認総会の決議がない場合）独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。本プランの有効期間は、原則として、2017年6月28日開催の第153期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされており、

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「中期経営計画2020」及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランにつきましては、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足していること、第153期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約3年間と定められていること、本プランの発動の是非について株主のみなさまの意思の確認がなされることがあること、また当社の株主総会又は取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立した弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その判断の公正さ・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動の状況

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,274百万円です。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間に中国に設立しました明電舎（杭州）駆動技術有限公司（資本金4,250百万円（予定））において、国外では初となる電気自動車用部品の生産拠点とすべく、3,492百万円の設備投資を予定しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	115,200,000
計	115,200,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	45,527,540	45,527,540	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	45,527,540	45,527,540		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日		45,527		17,070		5,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載できないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 156,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,246,600	452,466	
単元未満株式	普通株式 124,940		
発行済株式総数	45,527,540		
総株主の議決権		452,466	

- (注) 1. 証券保管振替機構名義の株式730株のうち、700株は、「完全議決権株式(その他)」に含まれており、30株は、「単元未満株式」に含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。
2. 自己株式156,040株のうち、40株は「単元未満株式」に含まれております。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社明電舎	東京都品川区大崎 二丁目1番1号	156,000	-	156,000	0.34
計	-	156,000	-	156,000	0.34

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,687	24,925
受取手形及び売掛金	1 87,453	1 54,390
電子記録債権	1 6,507	1 9,373
商品及び製品	4,478	4,989
仕掛品	32,694	42,978
原材料及び貯蔵品	5,476	5,850
その他	4,556	6,037
貸倒引当金	123	110
流動資産合計	153,731	148,433
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	36,878	36,764
機械装置及び運搬具（純額）	10,389	10,525
土地	12,601	12,968
建設仮勘定	1,188	1,448
その他（純額）	2,272	3,638
有形固定資産合計	63,330	65,346
無形固定資産		
ソフトウェア	5,433	5,684
のれん	4,645	4,563
その他	1,129	1,086
無形固定資産合計	11,208	11,334
投資その他の資産		
投資有価証券	20,149	17,419
長期貸付金	30	32
繰延税金資産	15,129	16,635
その他	2,044	2,060
貸倒引当金	38	38
投資その他の資産合計	37,315	36,109
固定資産合計	111,854	112,790
資産合計	265,586	261,223

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 33,685	1 27,395
電子記録債務	5,046	6,019
短期借入金	9,928	11,709
未払金	13,490	11,430
未払法人税等	1,838	277
前受金	14,473	23,331
賞与引当金	7,124	3,816
製品保証引当金	1,422	1,299
受注損失引当金	1,106	1,308
その他	16,664	15,984
流動負債合計	104,779	102,573
固定負債		
社債	5,000	5,000
長期借入金	24,593	24,428
退職給付に係る負債	43,145	43,290
環境対策引当金	426	426
その他	3,143	3,886
固定負債合計	76,308	77,031
負債合計	181,088	179,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,070	17,070
資本剰余金	11,923	11,402
利益剰余金	49,665	46,334
自己株式	186	187
株主資本合計	78,472	74,619
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,973	6,106
繰延ヘッジ損益	6	1
為替換算調整勘定	1,085	776
退職給付に係る調整累計額	2,817	2,679
その他の包括利益累計額合計	5,247	4,205
非支配株主持分	777	2,793
純資産合計	84,497	81,618
負債純資産合計	265,586	261,223

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
売上高	38,836	38,151
売上原価	30,396	29,845
売上総利益	8,439	8,305
販売費及び一般管理費	11,907	11,948
営業損失()	3,468	3,642
営業外収益		
受取利息	10	8
受取配当金	264	338
受取賃貸料	25	25
持分法による投資利益	17	18
その他	131	166
営業外収益合計	449	558
営業外費用		
支払利息	145	221
為替差損	14	156
出向者関係費	33	53
訴訟関連費用	108	132
その他	85	96
営業外費用合計	386	660
経常損失()	3,405	3,745
特別利益		
段階取得に係る差益	-	365
特別利益合計	-	365
税金等調整前四半期純損失()	3,405	3,379
法人税、住民税及び事業税	93	46
法人税等調整額	960	1,191
法人税等合計	867	1,144
四半期純損失()	2,538	2,234
非支配株主に帰属する四半期純損失()	172	38
親会社株主に帰属する四半期純損失()	2,366	2,196

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
四半期純損失()	2,538	2,234
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	153	866
繰延ヘッジ損益	2	4
為替換算調整勘定	464	310
退職給付に係る調整額	130	138
その他の包括利益合計	489	1,044
四半期包括利益	3,028	3,278
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,848	3,238
非支配株主に係る四半期包括利益	179	40

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	3,405	3,379
減価償却費	2,075	2,099
のれん償却額	149	146
引当金の増減額(は減少)	3,035	3,229
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	234	280
受取利息及び受取配当金	274	347
支払利息	145	221
持分法による投資損益(は益)	17	18
段階取得に係る差損益(は益)	-	365
売上債権の増減額(は増加)	44,315	38,906
たな卸資産の増減額(は増加)	11,050	10,914
仕入債務の増減額(は減少)	6,144	7,243
その他	2,234	1,370
小計	20,756	14,785
利息及び配当金の受取額	311	398
利息の支払額	119	186
法人税等の支払額	3,544	2,560
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,403	12,436
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	2,258	2,080
投資有価証券の売却による収入	-	254
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	1,649
その他	158	153
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,417	329
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	853	1,643
コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少)	6,000	-
長期借入れによる収入	-	91
長期借入金の返済による支出	11	0
配当金の支払額	977	983
非支配株主への配当金の支払額	8	3
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	521
その他	81	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,767	212
現金及び現金同等物に係る換算差額	30	157
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,188	12,161
現金及び現金同等物の期首残高	9,236	12,433
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,425	24,594

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であったイーメル工業株式会社の株式を追加取得し連結子会社化したため、連結の範囲に含めております。

新たに設立した明電舎（杭州）駆動技術有限公司を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間において、イーメル工業株式会社を連結の範囲に含めたため、持分法適用関連会社から除外しております。

(会計方針の変更等)

国際財務報告基準を適用している子会社は、当第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の有形固定資産の「その他」が926百万円増加し、流動負債の「その他」が336百万円及び固定負債の「その他」が593百万円増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
受取手形	533百万円	806百万円
電子記録債権	194	83
支払手形	56	37

2 偶発債務

金融機関借入金等に関する債務保証

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
MEIDEN INDIA PVT. LTD.	83百万円	43百万円
MEIDEN KOREA CO., LTD.	14	13
従業員	6	5
計	104	63

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自2018年4月1日至2018年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年6月30日)

当社グループでは、電力会社や官公庁向けの各種電気設備や、自治体向け浄水場・下水処理場向け電気設備等において、年度末に売上が集中する傾向があります。そのため、例年、第1四半期の売上高については、年間の実績値に対して相対的に低い水準にとどまっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
現金及び預金勘定	16,680百万円	24,925百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	215	307
拘束性預金	39	23
現金及び現金同等物	16,425	24,594

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,134	5.00	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金

(注) 1. 1株当たり配当額には、創業120周年記念配当1円が含まれております。

2. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。「1株当たり配当額」については、基準日が2018年3月31日であるため、2018年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,134	25.00	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	社会イン フラ事業	産業シス テム事業	保守・ サービス 事業	不動産 事業	小計				
売上高									
外部顧客への売上高	19,812	11,724	4,525	803	36,865	1,970	38,836	-	38,836
セグメント間の内部 売上高又は振替高	448	715	233	65	1,463	1,860	3,324	(3,324)	-
計	20,261	12,439	4,758	869	38,329	3,830	42,160	(3,324)	38,836
セグメント利益又は セグメント損失()	3,644	962	830	372	3,141	27	3,113	(354)	3,468

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他の製品販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品等を提供する事業等を含んでおります。
2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 354百万円には、セグメント間取引消去136百万円、たな卸資産の調整額44百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 535百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない研究開発部門等で行っている研究開発にかかる費用等であります。
3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	社会イン フラ事業	産業シス テム事業	保守・ サービス 事業	不動産 事業	小計				
売上高									
外部顧客への売上高	18,318	11,772	4,912	805	35,807	2,344	38,151	-	38,151
セグメント間の内部 売上高又は振替高	541	756	241	65	1,605	1,937	3,543	(3,543)	-
計	18,859	12,528	5,153	870	37,412	4,281	41,694	(3,543)	38,151
セグメント利益又は セグメント損失()	3,308	119	442	353	3,277	71	3,205	(437)	3,642

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他の製品販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品等を提供する事業等を含んでおります。
2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 437百万円には、セグメント間取引消去144百万円、たな卸資産の調整額46百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 627百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない研究開発部門等で行っている研究開発にかかる費用等であります。
3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

名称：イーメル工業株式会社

事業の内容：水力発電機器および周辺機器の設計・製作・販売・修理

企業結合を行った主な理由

中小水力発電事業の基盤強化を図り、協業の円滑化と事業シナジーの強化を図るためであります。

企業結合日

2019年6月28日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及びイーメル工業による自己株式の取得

結合後企業の名称

変更ありません。

取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 33%

企業結合日に追加取得した議決権比率 11%

(当社による株式取得 1%)

(イーメル工業による自己株式取得 10%)

取得後の議決権比率 44%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とした株式取得等により、同社の議決権を44%取得し、かつ、同社の意思決定機関を支配している事が明確なためです。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を2019年6月30日としているため、被取得企業の業績は含まれておりません。なお、被取得企業は持分法適用関連会社であったため、2019年4月1日から2019年6月30日までの業績を持分法による投資利益として計上しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた普通株式の企業結合日における時価 1,552百万円

企業結合日に追加取得した普通株式の取得の対価(現金) 89 "

取得原価 1,641百万円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 365百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

19百万円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純損失	52円15銭	48円40銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(百万円)	2,366	2,196
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(百万円)	2,366	2,196
普通株式の期中平均株式数(千株)	45,373	45,371

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行いたしました。

株式会社明電舎	第2回無担保社債
1. 発行年月日	2019年7月23日
2. 発行総額	6,000百万円
3. 発行価格	額面100円につき100円
4. 利率	年0.260%
5. 償還期限	2024年7月23日
6. 資金使途	設備資金に充当

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年 8月 7日

株式会社明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 敦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明電舎の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。